

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 22 日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730090

研究課題名(和文) 企業活動におけるリスクマネジメントと取締役の法的責任

研究課題名(英文) The Risk Management in the Business and the Director's Liability

研究代表者

南 健悟 (Minami, Kengo)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：70556844

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、企業活動の際に生じるリスクについて、取締役がどのような役割を果たし、どこまで法的な責任を負うべきかということを明らかにした。リスクマネジメントは、企業の戦略にとって重要であるとされてきた。そこでは、取締役会は重要な役割を果たすことが期待され、より具体的には、適切なリスクマネジメントプログラムを設置した経営者を監督する責任を負うと考えられている。企業活動によって生じるリスクにはいくつかあるが、本研究においては法的リスクとビジネスリスクとに大別し、リスクごとの取締役の役割や責任を明らかにした上で、リスクへの事後的な対処における取締役の責任について明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this research, I have cleared the role of the manager, especially directors of the corporation, and his legal responsibility in relation with the risk management. It is said that the risk management in a corporation is important for the business strategy. And it is expected that the board of directors plays an important role. To put it concretely, the board of directors has a responsibility to supervise officers who establish the reasonable risk management program. There are a few kind of the risks. So I divided the risks into two types. Legal risk and other business risk. And I have cleared the director's role and liability for the each risks. In addition, I have revealed the director's liability to deal with the risk after the exposition of it.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民法学

キーワード：リスクマネジメント 取締役の民事責任 法令遵守体制 取締役の法令遵守義務 企業不祥事 コンプライアンス Red Flag対処義務

1. 研究開始当初の背景

企業が事業活動をする際のリスクマネジメントが近時重要視されてきた。そして、商学等の分野ではその手法について研究がなされてきたが、他方で、法的な側面についてはやや手薄であったように思われる。そこで、企業のリスクマネジメントに係る取締役の法的責任に焦点を当てて研究を行う必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、企業活動の際に生じるリスクについて、取締役がどのような役割を果たし、どこまで法的な責任を負うべきか、ということ明らかにすることが目的である。その際、漫然と検討するのではなく、第一に、事前のリスクマネジメントにおける取締役の責任（取締役の内部統制システム構築義務論等）と事後のリスクマネジメントにおける取締役の責任（取締役の不正行為是正義務等）とに分け、第二に、リスク自体についても法的リスク（会社の法令違反リスク）とそれ以外のリスク（市場リスク等）とに分けて検討を行うこととした。

3. 研究の方法

従来の取締役の法的責任に係る会社法学及びリスクマネジメントに係る商学等の先行研究を踏まえた上で論文を執筆し、またその際には、研究会報告及び学会報告を通じて討議するなどして、研究を進めた。

4. 研究成果

研究代表者が研究成果を雑誌論文並びに研究会報告・学会報告という形で公表した。

研究成果について、2で述べたような形で、グループ分けすると、(1)取締役の内部統制システム構築義務に係る法的責任、(2)事後のリスクマネジメントに関する Red-Flag 対処義務に関する法的責任、(3)法令違反リスクとそれ以外のリスクへの対応と取締役の法的責任に関する成果に分類できる。

(1) 事前のリスクマネジメントと法的責任

まず、事前のリスクマネジメントと取締役の法的責任については、取締役の内部統制システム構築義務という観点から研究を行った。取締役の内部統制システム構築義務は、企業活動におけるリスクマネジメントとして近時注目されており、その法的な根拠を明らかにした。今までは学学的・経営学的見地から内部統制システムを構築すべきであるとはいえたとしても、それが法的な根拠を有する言説であるかをひとまず検証し、その上で、構築した内部統制システムについて取締役はどれだけ裁量を有するのかという点を、経営判断原則との関係から明らかにした。この点における研究成果として、雑誌論文がある。

(2) 事後のリスクマネジメントにおける法的責任

次に、事後的なリスクマネジメント、すなわち、実際にリスクが発生した後、取締役はどのような義務を負い、どこまで法的な責任を負うのかということ明らかにしようとした。日本においてもすでに従来裁判例において食品衛生法違反行為が発生した後、取締役がどのような対応をすべきであったのかということについて争われたものもある。この点、アメリカ法において Red-Flag 対処義務と呼ばれる義務が指定されており、それを日本法の文脈でどのように考えることができるのか、ということ明らかにした。この点に関する研究成果としては、すでに掲げた雑誌論文のほか、でも若干触れた。

(3) リスクによる法的責任の異同

[総論的検討]

そして、第三に、リスクによってどこまで取締役の法的責任が異なるか、という観点から研究を行った。従来、会社法学において扱われてきた企業におけるリスクは専ら法的リスク、すなわち企業活動に伴う法令違反行為に事前そして事後にどのように対応するのかについて焦点が当てられてきた。しかし、アメリカ法においては、法的リスクにおける取締役の責任を踏まえた上で、それ以外のリスク、とりわけ市場リスクといった経済不況に伴う企業の対応について取締役がどのような役割を果たし、どの程度責任を負うべきかという議論がなされていた。そこで、法的リスクとそれ以外の企業活動に伴うリスクとで取締役の役割、なされるべき対応、法的責任にはどのような異同があるのか、について検討を行った。その検討の結果、法的リスクへの対応について、取締役は比較的厳格な責任が問われるが、他方で、それ以外のリスクについては対応する方法について広く裁量が認められ、取締役の責任が認められない方向で解されていることが明らかになった。このような点での検討を総論的に行った研究成果として、雑誌論文がある。

[各論的検討]

1 一般の事業会社の法令違反行為

以上のような総論的な検討を踏まえた上で、法的リスクへの対応等に関して、より具体的な法令違反行為（不祥事類型）が会社内で生じた場合、取締役はどこまで責任を会社並びに第三者に対して負うべきかを検討した。第一に、会社法違反行為についてである。この点については、すでに紹介した雑誌論文においてある程度明らかにしているが、問題のある行為によってなされた新株予約権の発行についてどのような影響を与えるかについても検討した。この点に関する研究成果として、雑誌論文がある。第二に、会社の法令違反行為のうち、日本の裁判例においても、労働法令違反に伴う取締役の法的責

任が近時クローズアップされていることから、まずは労働法令違反行為に着目して検討を行った。この点に関する研究成果として、雑誌論文 がある。なお、この観点から労働法学者及び法律実務家と検討した成果として、雑誌論文 がある。第三に、消費者関連法令違反行為について取り上げた。ここでは、会社が違法な消費者取引等を行い、取締役が消費者に対してどこまで法的責任を負うのか、そして、その背景について検討した。この点における研究成果として、雑誌論文 がある。なお、本研究成果は未刊行であるが、すでに掲載決定済みであり、近日中に公刊される予定である。

2 海上リスクマネジメント

最後に、やや特殊ではあるが、海上リスクマネジメントという観点からの研究も行った。一般の事業会社と比べても、海事企業(海運会社等)は、いったんリスクが生じると、巨大な損害等が生じることもあり、そのリスクマネジメントが重要とされてきた。そこで海上リスクマネジメントという観点から、海事企業特有の法的な問題について検討を行った。そこでまず海事企業特有の労働法問題として近時大きな改正のあった船員法の問題について簡単なレビューを行った(雑誌論文)。そして、海事企業にとって最も巨大なリスクである船舶衝突に係る法的問題について研究を行い、とりわけ船舶衝突時の責任の分配や共同海損の適用事例及び航海法規の適用の問題について研究を進めた。この点における研究成果として、雑誌論文がある。

5 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計15件)

南健悟、消費者被害と会社役員の実務的責任、法政研究(静岡大学)、査読無、18巻3/4号、2014年、(139頁-167頁(予定))未刊行、掲載決定済み

南健悟、明石海峡における航法の適用—海上衝突予防法と海上交通安全法の適用関係、商学討究、査読無、64巻4号、2014年、313頁-339頁

南健悟、取締役・代表取締役の労働者性、季刊労働法、査読無、244号、2014年、131頁-141頁

南健悟、改正船員法の概要と論点—船員概念及び船長に対する労働時間規制の検討を中心に、商学討究、査読無、64巻2/3号、2013年、315頁-335頁

南健悟、飲食店店員の過労死と取締役らの任務懈怠責任・不法行為責任、新・判例解説Watch、査読無、12号、2013年、263頁-266頁

南健悟、行使条件に反する新株予約権の行使による株式の発行の効力、商学討究、査読無、63巻2/3号、2012年、385頁-404頁

南健悟、違法停泊船と航走船との衝突に関する一考察、海事交通研究、査読有、61集、55頁-64頁

南健悟、執行役員労働者の災害補償保険法における労働者性、新・判例解説Watch、査読無、11号、2012年、255頁-258頁

南健悟、企業不祥事と取締役の民事責任—法令遵守体制構築義務を中心に、私法、査読無、74号、2012年、267頁-273頁

南健悟、企業不祥事と取締役の民事責任(一)~(五・完)—法令遵守体制構築義務を中心に、北大法学論集、査読無、2010年~2011年、61巻3号1頁-73頁、61巻4号53頁-103頁、61巻5号1頁-53頁、61巻6号99頁-155頁、62巻4号101頁-165頁

南健悟、飲食店店員の急性心不全による死亡と取締役の任務懈怠、速報判例解説、査読無、9号、2011年、299頁-302頁

道幸哲也 = 南健悟 = 関本英幸 = 浅野高宏、座談会 取締役の労働者に対する損害賠償責任—南論文を素材に、労働法律旬報、査読無、1737号、2011年、25頁-39頁

南健悟、取締役の労働者に対する損害賠償責任—取締役の対第三者責任規定の適用範囲(付資料/取締役の労働者に対する損害賠償責任についての裁判例一覧)、労働法律旬報、査読無、1737号、2011年、6頁-24頁

南健悟、リスク管理と取締役の責任—アメリカにおけるAIG事件とCitigroup事件の比較、商学討究、査読無、61巻2/3号、2010年、209頁-237頁

南健悟、商事判例研究：運送人でもある船主の共同海損分担請求と同人に対する堪航能力担保義務違反に基づく損害賠償請求、旭川大学経済学部紀要、査読無、69号、2010年、67頁-82頁

[学会発表](計2件)

南健悟、違法停泊船と航走船との衝突に係る法的問題、日本海法学会、2013年10月14日、同志社大学

南健悟、企業不祥事と取締役の民事責任—法令遵守体制構築義務を中心に、日本私法学会、2011年10月9日、神戸大学

[図書](計1件)

南健悟「労働契約と商行為法—商事法定利率と商事時効」出口正義 = 吉本健一 = 中島弘雅 = 田邊宏康編『青竹正一先生古稀記念 企業法の現在』、第8章、171頁-195頁、2014年4月、信山社

[産業財産権]

○出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

南健悟、代表取締役の労働者性、新・判例
解説 Watch、労働法 No.69、
https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-100691018_tkc.pdf

6. 研究組織

(1)研究代表者

南 健悟 (MINAMI, KENGO)
小樽商科大学・商学部・准教授
研究者番号：70556844

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：